

# フランス最新法令情報

## 対仏直接投資審査の定型ファイル が財務省総局から公開されました

対仏直接投資制度についての理解を深めてもらい、制度の透明性を高める目的で、直接投資を行う際に必要となる事前申請・事前許可の定型ファイル一式が財務省総局のウェブサイトで公開され、外国投資家をはじめとする利用者の便宜が向上しました。

申請時に提供しなければならない情報や資料はすべて、対仏直接投資に関する2019年12月31日付命令（アレテ）に依拠しますが、定型ファイルは、これらすべてについて網羅しています。

今回の公開をうけ、今後は、対仏直接投資に必要な申請書類の準備などがより効率的に進められ、申請書類の不備が減ることが期待されます。

## 男女間賃金格差解消への取組み

2022年2月25日付命令（デクレ）により、労働省のウェブサイトにおいて、男女間賃金格差に関する各種指数および男女間賃金格差の解消に向けた取組みについての公表手続きが明らかにされました。



## 2021年度の対仏直接投資は記録的なハイスコアでした

海外投資家にフランスへの投資を促進する団体であるビジネスフランス（フランス貿易投資庁—ビジネスフランス）は、国際投資についての2021年度の速報値を発表しました。投資決定数は1,607件に上り、これは週平均31件となり、前年度に比べて32%増進しました。2021年度は記録的な好成績を収めました。

投資計画が予定通り実現されれば、45,008人の雇用が創設・維持されることとなります。これは、前年度に比べて、30%の増進です。ビジネスフランスが発表した速報値は、これまでの最高値であった2019年度（1,468件の投資計画、39,542人の雇用）の記録を塗り替え、新型コロナウイルスのパンデミックにもかかわらず、フランスの魅力が再認識されたこととなります。

全投資案件のうち、その3分の2は、EU圏からの投資案件で、前年度に比べて36%増進しました。一方、北アメリカ地域およびアジア地域からの投資案件は、それぞれ、19%および8%となりま

また、各指標の進捗に関する目標を設定し、これら目標値や是正・改善策の公表手続きについても定めています。

本デクレは、さらに、これらの目標や是正・改善措置の公表手続きを、労働担当大臣および社会経済委員会(CSE)の所定部門に伝達する義務も規定しています。

2022年に(対象事業年度2021年)あらかじめ定められた水準がクリアできなかった企業に適用される、各指標の進捗目標の設定、および、これらの目標や是正・改善措置の公表、並びに、労働担当大臣および社会経済委員会の所定部門への情報伝達に関する経過措置についても規定しています。

す。ドイツが、アメリカ合衆国を抜いて、フランスの最大投資国となりました(ドイツ18%、アメリカ合衆国15%)。3位は英国(9%)、ベルギー(7%)とオランダ(6%)が続きます。

投資の内訳は、フランスでの新たな事業拠点の設立が過半数(51%)を占めます。

また、フランス領土全体が海外からの投資家の対象となっていることが認められます。外国企業の支配下に置かれた企業が、フランスのすべての地域圏に分散し、現地で雇用を創出していることがうかがえます。フランスの経済的魅力は、地方のメトロポール(大都市)に限られたものではなく、規模の小さい都市にも広がっていることが認められました。2021年度投資案件のうち43%は、人口20万人未満の都市を対象としています。

日本企業については、1,015人の雇用創出につながる、39の投資案件が提出されました。これは、投資案件全体の2%、雇用創出総数の2%に該当します。

主な投資案件は下記の通りです。

- 神経系統装置をはじめとする医療機器に取り扱うTKBグループのSophysa社は、一部の生産拠点をブザンソン市に移し、フランス国内での生産能力を10年後までに3倍増やすために150名の雇用を計画しています。
- 農産物及び水産物を取り扱うニッスイ(日本水産株式会社)は、オー・ド・フランス地域圏のサンカンタン市に12,000㎡の生産工場を建設し、フランス国内向けの農産物および野菜の製造・販売を計画しています。
- 小規模工事事業機械の設計及び製造において、世界でトップクラスのヤンマーは、グラン・テスト地域圏のサンディエー市に所在する小型ショベルカー工場の投資を継続し、これまで日本でのみ製造されていた新型モデルを現地で製造することを発表しました。

### **金属業界に新たな団体協約が適用されます**

金属業界の労使当事者らは単一労働協約を定め、2024年1月1日以降は、2023年1月1日から前倒して適用される追加的社会保障制度を除き、現行の76の地域団体協約、製鉄業団体協約およびエンジニア・管理職全国協約に置き換わって適用されることとなります。新たな単一労働協約は、該当セクターに従事する160万人の労働者および日本企業グループの多くの現地子会社に影響を及ぼすこととなります。

新たな労働協約は230ページからなりますが、これが、1970年代から蓄積され続け、現在では7,000ページにも上る膨大で、判読困難な現行協約に置き換わることになります。新たな労働協約は、「生産プロセスの脱炭素化」、「国際競争の激化」、「労働力不足」という今日の「課題」に対応しており、「労働時間」、「報酬要素」、「(年金など)社会保障」などの分野についても広くカバーしています。

### **【判例ウォッチ】 集合写真の掲載：従業員の写真は保護されていますか？**

経営陣らと従業員全員が集合写真を撮影し、写真は会社のウェブサイトに掲載されました。使用者と被用者のチームワークを内外に示すことを目的としていました。問題の写真がウェブサイトに掲載された後、「肖像権の侵害だ」として、従業員2名が、写真の削除を求めるレターを経営陣に送付してきました。

会社は、上記従業員2名と経済的理由による解雇を不服とする訴訟が係属中であったため、すぐには集合写真をウェブサイトから削除せず、一番の原告側答弁書の提出を待っていました。一番は、肖像権の侵害について、かかる主張は根拠がないと一蹴しました。原告らは、「自らの肖像が許可なく公表されることを拒む権利が侵害されたという事実をもって、当然に、損害賠償請求権が発生するのであって、(許可を得ずに肖像が公表されたことにより生じた)損害の性質についてこれ以上説明義務はない」とし、トゥールーズ控訴院に上訴しました。控訴審は、「問題の集合写真はすでに削除されており、個人的かつ直接的かつ明白な損害の存在は立証されていない」と判断し、控訴人の請求を却下しました。これを不服とした2人は、「自らの肖像が許可なく公表されることを拒む権利が侵害されたという事実をもって、当然に、損害賠償請求権が発生するのであって、(写真が削除された以上、個人的・直接的・明白な損害の存在は立証されていないと判断した)控訴院は、民法典第9条<sup>1</sup>違反である」とし、上訴しました。

破毀院社会部は、2022年1月19日付判決において、トゥールーズ控訴院の判決を破棄し、自らの肖像が公表されることを拒む権利は各自に認められていることを再認識させました。かかる権利が侵された場合、自ずと罰則が適用され、損害賠償金の支払い義務が発生することとなり、被害者は、かかる補償を受けるために、許可なく肖像が公表されたことにより被った損害について、何ら、説明義務を負いません。

### **【判例ウォッチ】 雇用契約の合意解約：手続遵守は絶対です**

合意解約 (rupture conventionnelle) は、解雇でも自主退職でもなく、雇用者と従業員間の合意により雇用契約を解約するものです。当事者らの意思に基づく同意を保証するため、解雇とは異なる手続が定められています。その中でも、雇用者は、解約同意書1部を従業員に手渡すことを忘れてはなりません。この行為の重要性についての判決をご紹介します。

---

<sup>1</sup> (第1項) 各自にプライバシー権が認められている。

(第2項) 裁判官は、被った損害に対して補償を受ける権利に影響を及ぼすことなく、プライバシーの侵害を防止または阻止するために、供託、差押え、その他の適切な措置を命ずることができる。緊急の場合、略式手続(レフェレ)において、措置を命ずることができる。

勤続年数14年の従業員が合意解約により雇用契約を終了することに同意し、雇用者との間で解約同意書にサインをしました。その後、「解約の意思は自主的ではなく、（本来であれば自分が保持すべき）解約同意書1部がもらえなかったために、15日間の法定熟考期間が徒過し、合意解約を撤回する機会を失った」と主張し、解雇が不当だとして雇用者を訴えました。

控訴院は、雇用者が従業員に解約同意書1部を引き渡した事実は立証されていないものの、従業員は、その職務上、合意解約を撤回するためには、サイン日から15日以内に撤回意思を書面で通知する手続きを熟知していたことが明らかであるので、合意解約は有効だと判断しました。

これに対して破毀院社会部は、2022年3月16日付判決において、労働法典第L.1237-11条およびL.1237-14条ならびにこれまでの判例から、(i) 解約同意書を従業員に手渡すことを怠った場合、合意解約は無効となること、(ii) 雇用者が、解約同意書1部の引渡しについて立証責任を負うことを再確認した後、従業員が合意解約撤回の手続きを熟知していたか否かは何ら関係ないと判断し、解雇が不当であったと判断しました。

## フレンチデスク コンタクト

東京オフィス	パリデスク
<b>ル ドゥサール・デヴィ</b> (パリ弁護士会所属／東京弁護士会登録)	<b>千田 多美</b> (パリ弁護士会所属)
<b>今野ブデン 泰子</b> (パリ弁護士会所属)	c/o Altana 45 Rue de Tocqueville, 75017 Paris, France
<b>TMI 総合法律事務所</b> 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 Email : <a href="mailto:francelaw@tmi.gr.jp">francelaw@tmi.gr.jp</a> Tel : 03-6438-5511	Email : <a href="mailto:francelaw@tmi.gr.jp">francelaw@tmi.gr.jp</a> Tel : +33(0)1 7997 9723

本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただきますよう、お願い申し上げます。